

都道府県庁所在都市別標準生計費について

- 1 . 目的
- 地方公務員の給与の決定に資するため、国民一般の標準的な生活の水準を求めるべく、「家計調査」（総務省）等を基に、一定の全国的整合性をもって、費目別、世帯人員別に標準生計費が算定されている。
- 2 . 法的根拠について
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第3項
「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」
- 3 . 実施機関及び実施方法について
- 各都道府県人事委員会において、単身の勤労者世帯については「全国消費実態調査」（総務省）を基に、2人以上の勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）については「家計調査」（総務省）を基に、それぞれ算定されている。
- 4 . 集計世帯数について
- ・ 単身の勤労者世帯

・ 2人以上の勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）

・ ・ ・ 約 2 , 3 0 0 世帯

・ ・ ・ 約 4 , 2 0 0 世帯
- 5 . 対象費目について
- 1人から5人までの人数別に以下の5つの費目別で算定されており、各費目の内容は、それぞれ以下に掲げる家計調査等の大分類項目に対応している。

費 目	内 容
食 料 費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑 費 Ⅰ	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 Ⅱ	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）